

「茨木市こども育成支援会議」に

当日資料 3

意 見 書

(意見者) 平田 幸子

1. 「子ども・子育て支援新制度」では、

行政と民間が連携して、民間のノウハウを活かし、地域に応じた施策が必要となっています。

新保育制度、学童保育については、支援者(法人代表・園長、職員、指導員等)と、対象者(保護者、児童)からの聴き取りや話し合いが必要です。保育・教育は「育み」で、人材です。

2. 保育制度は、70年目の見直し

社会の変化とともに地域のつながりの希薄化、生活スタイルの多様化、小・中学校の「学習指導要領」が改訂(2002年)で、『生きる力』の育成が掲げられました。

茨木市内においても学習障がい児の増加、小1・中1プロブレムで大変です。

この要因を理解して、改善が必要です。

就学後に必要な基礎学力を養うには、幼児期の保育・教育カリキュラムが大切です。

京都府では「もうすぐ1年生体験入学推進事業」(文科省より補助金)を実施し成果が出ています。

乳児期の親指導(哺育)、中学生に道徳教育が必要です。

- ① 「保育所最低基準」は戦後に定められたものです。時代に応じた環境整備と保育・教育カリキュラム、子育て支援が求められて当然です。
- ② 「認定こども園」は、平成18年8月に告示されながら、平成27年からやっと施行、本当にお役所仕事。その上に、茨木市は対応が遅いです。
- ③ 「認定こども園」には、私立の幼稚園・保育園で保育と幼児教育を経験した職員(人材)がいないと運営は難しいです。公立園(所)の経験は通用しません。
- ④ 「学童保育」の支援内容にも、改善が必要です。

3. いばらきし「子ども・子育て支援新制度」のパンフレットについて、

(スタッフ・親御さん10人に見ていただき、聴き取りをしました。)

- ① いろいろ記載が多過ぎて、解かりにくい。簡潔に解かりやすく。
- ② 何故「こども園」の普及を図るのか・・の根拠と、国・茨木市の指針が記載されていない。
- ③ 追加) 新制度では、
 - ・地域に「コーディネーターを配置」して情報提供、育児相談を行う。
 - ・病児保育の代替えとして新「訪問型保育」(シッター派遣)補助金支給。
 となっておりますが、茨木市のパンフレットに記載されておりません。
- ④ 親への周知が不十分。

4. 参考資料添付 25枚

以 上